役立つ法律情報+生活情報をお届け

平成 25 年 2 月 1 日 | Vol. 5 | 発行元 札幌リブレ行政書士法務事務所

―海外ぶらり１人旅大好き行政書士

札幌リブレ代表の安田大祐がお送りする―

リブレ速報 focus

『↑札幌リブレ代表の安田です。（プロフィールはページ最後に！）』

行政書士として法的サポートで大好きな札幌を明るくすることが我々の使命。

BRILLIANT WILL, BRILLIANT LIFE ～自由を象り 人生を豊かに～

【いつもあなたのコンシェルジュ】
011-769-0790
info@sapporo-libre.com

お役立ち法律ニュース

今月の特集！

1．グローバル時代に対応せよ！ パスポート認証の必要性

【グローバル時代の躍進】

政治も経済も文化も人材も、グローバル化が進む昨今の情勢においては、国際的な視点というのは決して無視できるものではありません。世の中の動きは自然と国際的な結びつきという方向へ向かってっています。海外留学はいまや特別なものではなくなり、高校の修学旅行の行き先に外国が上がるところもだいぶ前から出てきています。経済においても、もはやビジネスは自国民のみを対象にするのではなく、労働者や技術者として海外の人材を起用したり、iphone のように世界中の人々を顧客対象とした商品を売り出したりというのはよく伝え聞くところだと思います。また、そのような国際化が加速しつつある世の中において、「オフショア」「タックスヘイブン」などという言葉とともに、海外銀行口座や海外投資などについてクローズアップされる機会も益々増えていっている昨今であります。ご存知の通り、日本は他の先進国に比べてべらぼうに金利が低い状態が続いておりますので、香港、シンガポール、マン島、ベルギー、ルクセンブルク、ハワイ、オーストラリア、ニュージーランド、スイスなど、一定の課税が著しく軽減、ないしは完全に免除される国や地域のことをオフショア、タックスヘイブンなどと呼び注目を集めています。そのように、国際場面での手続きをする機会が増えてきておりますが、海外の銀行に口座を作る方や、海外に留学する方、外国の資格認定試験を受ける時などの多くの場合に「パスポート認証」「サイン認証」「居住証明」などという証明書の提出を相手先の関係機関から求められるようになっています。

【海外手続きで求められる認証書類とは】

認証書類にはこのようなものがあります。

パスポートコピー認証…パスポートのコピーが原本と相違ないことを第 3 者が証明すること。（原本を送るわけにはいかないため。）

サイン認証…サインが間違いなく本人のものであるということを第 3 者が証明すること。（サインだけでは相手が確かめようがないため。）

居住証明…本人が間違いなく申請書に記載した住所に住んでいることを第 3 者が証明すること。

【こんなときは「札幌リブレ行政書士法務事務所」にお任せ下さい！】

海外銀行や留学予定先から本人確認の認証書類を要求された場合、海外提出書類で第三者による認証が必要と言われた場合などの場合には、札幌リブレ行政書士法務事務所が「パスポートコピー認証」「サイン認証」「住所証明」などに関する書類を作成致しますので、お気軽にお問い合わせくださいませ。お問い合わせは当事務所（011-769-0790）まで！

事務所ニュース

2. 行政書士・安田のウフフな日々 マイブームは「かりんとう」

突然ですが、最近のマイブームは「黒糖かりんとう」です。小腹が減ったときに、パクっと一口、糖分を補給します。いや、一口食べるとその次の一口に自動的にいってしまうのですが…。しかしまぁ、医学的根拠のお話はわからないのでさておき、疲れたときに甘いものを食べると、本当にエンジンが回る気がして気分が良いものですね。色々な案件のことを同時並行で考えたり、半ばプライベートで進めている旅本出版プロジェクトのことを考えたり（実はそんなこともしているのです！）していると、運動したりして体を動かしているわけではないのに、如実にエネルギー不足を感じてしまいます。私の脳みその燃費が悪いだけかもしれませんが、知的作業におけるエネルギー消費ってのも、なかなか侮れないものです。さて、そろそろ黒糖かりんとうもなくなりそうなので、次は「芋けんぴ」にでもしようかしらと、ささやかな楽しみを掲げながら、今月も元気もりもりにやっていきますので、よろしくお願いいたします！

なんちゃってニュース

3. 今日から雑学王 ～節分だから豆食べよ～

皆さま、お正月気分はもうおしまいですよ！2月です、恋もきらめくバレンタインデーの話をしようかと思いましたが、日本国民なので和風なイベントについてフォーカスしてみました。ところで、みなさんはなぜ「節分」と言うのか知っていますか？それは、そもそも節分というのは「季節を分ける」という文字通り、本来、立春・立夏・立秋・立冬の前日のことを指していたのですが、その中でも春が最も重要であると考えられ、単に節分と言うと、春の節分のことを指すようになったのであります。今日はそんな節分のお話です。

① 「福は内、鬼も内！？」

鬼が悪者であると、誰が決めた！？そうですね、鬼＝悪者という固定概念がある方が多いかもしれませんが、神社によっては鬼を神もしくは神の使いとして扱っているところもあるようで、そういったところでは「鬼も内」という掛け声を使うそうです。「福は内、鬼も内」とは、なんだか平和な感じがして、うれしい気分になりますね。

②鬼とは人間が生み出す邪気のことだった

「鬼」という字は「おに」と読みますが、もともとは「陰（おん）」という文字に由来するそうです。「陰」というのは目に見えない邪気のことをさし、それが「おに」なのです。昔は、形の見えない災害、病、飢饉など、人間の想像力を超えた恐ろしい出来事は鬼の仕業と考えられていたのですが…いつの時代も、本当に怖いのは人間自身なのかもしれません。

③恵方巻商戦という商業戦略

皆様が子供のころには、はて、恵方巻を節分に食べるという習慣はあったでしょうか？バレンタインデーのチョコレートと一緒で、恵方巻が売れると得をする海苔業界が仕掛けたイベントであったりなかったりというお話があります。ちなみに恵方巻きを食べるときのルールは「恵方（その年により違う）を向いて」「黙って」「切らずに一本まるまんま」を「願い事をしながら」食べる、だそうです。

発行元：札幌リブレ行政書士法務事務所　TEL：011-769-0790

札幌リブレ行政書士法務事務所について

【いつもあなたのコンシェルジュ】011-769-0790　info@sapporo-libre.com

【事務所データ】
住所：〒060-0806
北海道札幌市北区北6条西6丁目
2番地24第2山崎ビル7F
電話：011-769-0790
携帯：080-7028-5157（代表直通）
メール：info@sapporo-libre.com
HP：http://www.sapporo-libre.com　札幌リブレ　検索

【取扱業務】

＜注力業務＞

▼介護事業所の経営をとことんサポート…
- 介護事業開業支援（会社設立、事業所指定申請など）
- 介護事業運営支援（稼働率アップ、実地指導対策など）

▼年をとると避けられない問題のサポート…
- 高齢化社会支援（相続支援、遺言書支援、成年後見支援など）

＜取り扱い業務＞

▼起業をするなら・お店を開くなら…
- 会社設立（株式会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人など）
- 許認可申請（飲食店、風俗店、酒類販売、建築業、宅建業など）

▼会社運営を法的手続き面でサポート…
- 企業法務（契約書作成、定款変更、議事録作成など）

▼身の周りの法的手続きのサポート…
- 自動車関係（車庫証明、ナンバー変更登録、名義変更など）
- 民事法務（離婚協議書作成、エステ中途解約サポートなど）

【代表プロフィール】

■自己紹介
行政書士　安田大祐
（やすだだいすけ）
生年月日：1986年5月1日
おうし座
血液型：A型
資格：行政書士
出身：札幌市 南区 真駒内 生まれ
札幌市 東区 東苗穂 育ちの札幌っ子
（なので、札幌を明るくするための力になりたいのです）
趣味①：ギターと歌の音楽活動
（路上ライブ・BARライブ）
趣味②：生涯現役★海外バックパッカー
（ノープラン旅行・旅本出版企画）

■略歴
- 札幌開成高等学校卒業
- 北海道大学教育学部卒業
- 札幌市内医療法人の法人事業部にて勤務
（介護事業、精神科病院を運営）
- 上記医療法人を退職後、
札幌リブレ行政書士法務事務所を開業
- 介護分野や相続、遺言書、任意後見など高齢化社会分野への支援や未来へ向かって頑張る人の起業・開業支援を軸に業務展開